

柏市生活困窮者就労準備支援等事業（就労準備支援事業及び被保護者就労準備支援事業）業務委託に関するプロポーザル方式募集要領

1 当該委託等の目的、概要

(1) 目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号（以下「法」という。）第3条第4項の規定及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（平成27年7月27日社援発0727第2号）」の別紙「生活困窮者自立支援事業等実施要綱」中4（3）「生活困窮者就労準備支援事業」に規定する別添3「生活困窮者就労準備支援事業」並びに同要綱中の別添4「被保護者就労準備支援事業実施要領」に基づき実施するものである。

就労経験の少ない者又は離職後長期間を経過した生活困窮者や生活保護受給者（以下「生活困窮者等」という）の中には、就労の見込みがあっても、就職に必要な実践的な知識・専門的技能等が不十分なだけでなく、生活習慣上問題を抱えている場合や生活面や対人関係、社会面等において課題を抱え改善が必要な場合が少なからず見られる。それらの者は生活基礎能力、対人能力、社会適応能力等に抱える問題に起因して、就労に結びつきにくい傾向がある。

本事業は、そのような就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(2) 業務概要

主な業務内容は、以下のとおりとする。なお、業務の具体については別途仕様書のとおりとする。

- ア 利用者の状態に応じた支援
- イ アセスメント・プラン作成
- ウ 就労準備支援プログラムの作成・見直し・評価
- エ 支援の延長

オ 事業の再利用
カ 支援メニューの準備・拡大
キ 就労体験先の開拓
ク 求職活動支援及び就職後の職場定着支援
ケ 職業能力評価及び心理検査等
コ 利用者のアフターフォローに係る継続的支援
サ 各種講座に関する業務
シ 欠席者の対応
ス 柏市重層的支援体制整備事業実施に係る協力・連携

(3) 予定契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予定金額（上限金額）

40,877,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・生活困窮者就労準備支援事業 25,849,000円
- ・被保護者就労準備支援事業 15,028,000円

※本業務の委託は、令和8年度当初予算の議案議決が得られない場合、契約手続きを中止する。その場合に損害賠償を求めないものとする。

2 参加資格

参加資格を有する者は、令和7年12月22日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 納税義務がある場合は必要な申告などをしていること、及びその場合において主たる事業所を有する所在地に係る地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。

- (5) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領(昭和62年4月1日制定)に基づく、指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領(平成26年12月18日制定)に基づく指名排除を受けていないこと。
- (6) 令和3年度以降、地方公共団体で障害者やニート・ひきこもり、生活困窮者等の社会参加支援業務の実績があること(履行中を含む。)。
- (7) 労働条件について、社会保険に加入していること(加入の義務がない場合を除く。)及び最低賃金法(昭和34年法律第137号)を遵守すること。
- (8) 所在について、本店が日本国内にあること。ただし、本店は、人的及び物的設備を充足していること。

3 全体スケジュール

内 容	期 日
公募開始(柏市ホームページに掲載)	令和7年12月22日(月)
参加意思表明書受付締切	令和8年1月9日(金)
参加資格要件確認結果通知	令和8年1月16日(金)
質疑書の受付開始日	令和8年1月16日(金)
質疑書の締切	令和8年1月22日(木)
質疑書に対する回答	令和8年1月29日(木)
提案書等の提出締切	令和8年2月12日(木)
書類審査及びプレゼンテーション	令和8年2月18日(水)
プロポーザル方式結果通知	令和8年2月27日(金)
契約日(予定)	令和8年4月1日(水)

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある

4 参加意思表明について

- (1) 期限
ア 持参の場合

令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 5 時まで
イ 郵送の場合

令和 8 年 1 月 9 日（金）必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式 1）

イ 暴力団排除に係る誓約書（様式 3）

ウ 「2 参加資格(6)」にある実績がわかるもの（任意様式）

エ 社会保険及び労働保険並びに最低賃金法適用報告書（様式 2）

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

福祉部障害福祉課（ラコルタ柏 1 階 障害者就労支援室）

イ 郵送の場合

「17 事務局」宛に送付すること

(4) 部数

各 1 部

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式 4）を電子メールで事務局あてに送付すること

イ メールの件名は【柏市生活困窮者就労準備支援等事業業務委託のプロポーザルに関する質疑書】とすること

ウ 送付先：info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局（04-7170-1752）に電話し到着確認をすること

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受けない

(2) 質疑期間

令和 8 年 1 月 16 日（金）午前 9 時から令和 8 年 1 月 22 日（木）午後 5 時まで

(3) 回答方法

令和 8 年 1 月 29 日（木）までに市ホームページに掲載する
URL : <https://www.city.kashiwa.lg.jp/shogaifukushi/seikatsukonkyuusyuurojunbisienzifyou.html>

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式 5）をプレゼンテーション実施日の 5 日前までに事務局に提出すること。持参の場合は平日午後 5 時まで、郵送の場合は提出期限までに必着。

7 提案書の作成と提出

（1）提出期限

令和 8 年 2 月 12 日（木）正午までに必着

（2）提案書の作成要領及び留意事項

ア 「10 審査基準」の項目に沿って記載すること。

イ 構成は、表紙、提案内容（本文）、裏表紙とすること。

ウ 表紙には、①宛名「柏市福祉部障害福祉課」、②タイトル「柏市生活困窮者就労準備支援等事業業務委託提案書」と記載し、③事業者名を記載すること。

エ 文字フォントのサイズは 11 ポイント以上とすること。

オ 仕様は、A4 版縦・横書き・左綴じとし、両面印刷、再生紙使用ともに可。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。図表等については A3 版の折り込みも可とするが、この場合、A4 版 2 ページとしてカウントすること。また、通しのページ番号もつけ、20 ページ以内とすること。

カ 提案においては、図表等を適宜使用する等、具体的で明確な提案書にすること。

キ 見積書に記載する合計金額は、本要領 1(4)に記載の予定金額（上限金額）を超えないこと。

ク 見積書の項目については、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記すること。

また、見積内訳書については、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠が確認できるよう、可能な限り詳細かつ明確に記

載すること。見積書は押印をした正式なものとすること。

(3) 部数

9部（正本1部 副本8部）

(4) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

福祉部障害福祉課（ラコルタ柏1階 障害者就労支援室）

イ 郵送の場合

「17 事務局」宛に送付すること

8 参考見積書の提出

参考見積書及び内訳書の提出を以下のとおり行うこと。

(1) 部数

見積書及び内訳書 各9部（正本1部、副本8部）

(2) 上限金額

本要領1(4)に記載の予定金額（上限金額）を超えないこと。

(3) 内訳書について

以下の項目（を含むもの）とする。

ア 見積書（税抜き）

イ 消費税額

ウ 総額

エ 人件費、諸経費等の積算内訳

(4) 提出方法

提案書と合わせて提出期限までに提出を行うこと。

9 プレゼンテーション

(1) 日付

令和8年2月18日（水）

(2) 場所

福祉会議室（ラコルタ柏2階）

(3) 実施時間

50分以内とする（目安：説明20分+質疑30分、別にセッティング・撤去に係る時間10分予定）。

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め3名以内とする。なお、主たるプレゼンテーション実施者は、本事業業務遂行に携わる者とする。

(5) 貸出物品

机・椅子とする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

1 0 審査基準

審査にあたっては、提出書類を基に、別紙1に基づき採点を行う。

1 1 審査方法及び選定方法

(1) 審査方法

最優秀提案者の審査は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市生活困窮者就労準備支援等事業業務）における、書類審査及びプレゼンテーション審査によるものとする。

(2) 選定方法

選定委員会の委員による採点により、最高合計点数を獲得した提案者を選定する。

ア 最高合計点数の提案者が複数いた場合については、委員長の点数が高い提案者を選定する。その際、同点だった場合については、選定委員会の協議により、提案者を選定する。

イ 事業者決定までの間に参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高合計点数の提案者を受託候補者として選定する。

ウ 応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションを実施し、各選定委員が採点した合計点を合算（700点満点）し、最低基準点である420点以上（60%以上の評価）を獲得した提案者を選定する。

1 2 審査結果通知及び公表

審査結果は、令和8年2月27日（金）に柏市ホームページへ

掲載し、各提案者へ書面にて通知する。

1 3 契約手続き

優秀提案者を契約候補者として決定した後、見積もり合わせの上、当該業者と随意契約を締結する。当該受注候補者が契約を履行できる見込みがないと市が判断した場合は、随意契約を締結しないことがある。その場合、受注候補者は損害賠償請求をしないものとする。

また、最優秀提案者と契約を締結できない場合は、次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉を行う場合がある。

1 4 失格事項

次の各号に該当する場合は、プロポーザルを無効とする。

- (1) 参加資格条件に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他選定委員会が不適切と認めたもの。

1 5 その他

- (1) 提出された書類は、返却はできない。
- (2) 提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出は、認めない。
- (3) 提案に要した費用については、提案者の負担とする。
- (4) 提案にあたり、結果通知がなされるまでの間、今回の提案に関する情報を知りうる者との接触等、不適正と疑われる行為を取らないこと。また、質問書を提出できる者は、参加資格を有する者のみに限る。
- (5) 提出期限内に提案書の提出が無かった場合やプレゼンテーションを欠席した場合は、選考対象外となる。
- (6) 当プロポーザルを辞退しても、今後の入札等において不利な扱いをしない。
- (7) 提出された書類は当該事業のプロポーザルにのみ使用する。
- (8) 提出書類は開示請求があった際、開示する場合がある。

1 6 その他（一括再委託の禁止）

受注者は、本事業について、第三者に委託するまたは請け負わ
せることができないものとする。

一部再委託をする場合は、市の承諾を得ること。

1 7 事務局

(1) 担当部署

柏市福祉部障害福祉課	施設管理・就労支援担当
生活支援課	庶務・事業担当
福祉政策課	政策担当

(2) 連絡先

〒277-0005 千葉県柏市柏五丁目8番12号

電話番号：04-7170-1752（直通）

Eメールアドレス：info-shgf@city.kashiwa.chiba.jp

別紙 1

柏市生活困窮者等就労準備支援事業等業務委託に関する
プロポーザルに係る提案書審査基準

	評価項目	評価視点	評点	係数	配点
遂行能力	運営方針	事業の目的や概要と運営方針が合致しているか。	5	1	5
	実施体制	(1) 人員の配置等について ア キャリアコンサルタント、産業カウンセラー、臨床心理士、社会福祉士、公認心理師、保健師、精神保健福祉士、作業療法士等、生活困窮者等への就労準備支援業務遂行に必要な知識・資格・経験を有する支援員を確保しているか。 イ 支援員に対する研修の体制は適切であるか (2) 事業の実績や効果、課題等を分析し、評価する体制となっているか。	5	3	15
提案内容	実施内容	(1) 本件募集要領「1(2)業務概要」を理解し、踏まえた提案を行ったか。 (2) 仕様書の内容を正確に捉えた内容での、プレゼンテーションがあったか。 (3) 提案のあった実施内容は、実効性があり効果がある内容であるか。 (4) 各種講座の開設 社会参加へのきっかけや就労への関心などにつながる講座内容になっているのか、また個人の長所や得意分野を活かし、生活困窮者等の自信や経験につながることが期待できるか。	5	3	15

	関係機関とのネットワーク構築	(1) 関係機関とのネットワーク構築、強化等に有効な方策が、具体的に提案されているか (2) どのような関係機関とのネットワークを構築しようとしているか。	5	3	1 5
	安全管理対策 (個人情報及び苦情処理)	(1) 苦情対応や事故防止及び事故発生後の対策は講じられているか。(マニュアルや報告書等の内容) (2) 業務関係書類などの個人情報保護及び情報セキュリティの管理に関する取組みは十分であるか。	5	2	1 0
	事業者提案	本業務を実施するに当たり、対象者の支援により効果的な事業者独自の提案がされているか。	5	2	1 0
実績	他事業での実績等	本業務と同様もしくは類似した事業における実績を有しているか。	5	2	1 0
価格	事業費の積算	積算の内訳、金額は適切かつ安価であるか。	5	2	1 0
その他	プレゼンテーション	説明に具体性や説得力、熱意があり、提案書との齟齬がないか。	5	2	1 0

【評点表】

評点	1	2	3	4	5
評価	非常に劣っている	劣っている	普通	優れている	非常に優れている

※ 見積もり価格については以下のとおり

評点	3	4	5
価格	提案上限額と同額	提案上限額対比 ▲ 5 % 以	提案上限額対比 ▲ 1 0 %

		上▲1 0%未満	以上
--	--	-------------	----

※評価に係るパーセンテージにおける小数点以下は切り捨て